

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01396

研究課題名（和文）判決効およびその周辺制度の時間相関的分析

研究課題名（英文）Time-correlational analysis of res judicata and its peripheral institutions

研究代表者

上田 竹志（UEDA, Takeshi）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：80452803

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、報告者が年来従事してきた民事訴訟法の基礎理論的研究の成果を応用して、重複訴訟と相殺の抗弁、将来給付判決と事情の変更、手続保障の欠缺に対する当事者の救済、という具体的問題に対して、時間相関的な観点から適切な制度設計の在り方を検討した。その結果、上記3つの論点のいずれについても、それぞれの問題の特性に応じた分析装置を用いつつ、具体的な解釈論的・実践的提言を伴う検討を行うことができ、その成果を論文として公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、民事訴訟法領域における制度設計の際、時間の経過、当事者による訴訟制度の批判的観察、当事者相互の動態的な相互行為、という多様な要素を考慮に入れた上で、基礎理論的な考慮を踏まえつつ、個別制度ごとに適切な制度的提言を行うことができた。全体の結論として、民事訴訟においては、当事者の視点からみて、行為可能性の点においても、その妥当性（とりわけ、一定の行為を推奨し、他の行為を制限する際には、その理由）においても、当事者に納得できる行為選択肢の系列を提供することが重要であることを指摘した。

研究成果の概要（英文）：In this study, I applied the results of basic theoretical research on civil procedural law, in which I have been engaged for years, to the following specific issues, and examined the appropriate institutional design from a time-correlation perspective: (1) Complex litigation and the defense of set-off, (2) Prospective benefit judgments and change of circumstances, (3) Relief for parties against the lack of procedural due process. As a result, I examined each of the above three issues with specific interpretive and practical proposals, while using analytical frameworks appropriate to the characteristics of each issue. Then I published the results in treatises.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事訴訟法 手続の動態性 判決効と事情の変更 重複訴訟と相殺の抗弁 将来給付と事情の変更 手続保障の欠缺

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

民事訴訟の判決効は、判決基準時における裁判所の判断を固定化して、以後その判断を攻撃することを封じる効力であるから、本質的に時間相関的な効力である。しかし、手続が時間をいかに規律すべきかを直接に考察した研究は少なく、時系列上に手続を配置し、その一点における制度の規範的正統性を論じる以上の方法論が採られることも少ない。

だが、各訴訟手続の申立てから審理過程、判決基準時、判決言渡しおよびその確定後までの、順次継起する手続過程の複雑さや、その手続を進行する利害関係人のパースペクティブの多様性に鑑みれば、判決効の時的側面における作用を検討するに際しては、手続過程の諸局面(訴訟状態)に置かれた利害関係人が観察する判決効の意味を、よりつぶさに観照し、分析検討を加える必要があるのではないかと考えられた。

また、報告者はこれまで、民事訴訟法理論の基礎理論的研究に取り組んでおり、そのうち、時間的側面に関する研究の成果を、上記の問題に応用できると考えるに至った。そして、解釈論の方法論中、特に手続の時間相関的把握の方法について、検討すべき問題ごとに最適の方法論を模索し、より精緻な解釈論の構築を試みるのが重要と考えた。

2. 研究の目的

本研究は、これまで民事訴訟法理論の基礎理論研究に従事してきた申請者が、具体的解釈論の次元において、その研究成果の応用を試みるものであり、具体的には、民事訴訟における判決効およびその周辺制度を取り上げ、それが時間的観点からみてどのように作用し、どのような制度設計が時間相関的な観点から見て望ましいかを解明することを目的とした。

具体的な論点として、重複訴訟と相殺の抗弁、将来給付判決と事情の変更、手続保障の欠缺と再審の三論点を取り上げ、それぞれ、制度に対する一般的・マクロな解釈論が設計する手続の時間相関的規律が、具体的・ミクロな訴訟の各段階に置かれた当事者にとって、どのような行動指針を提供するものでありえるか、また、抽出された行動指針が妥当な紛争行動をもたらすかといった観点から、従来の解釈論を批判的に検討しつつ、解釈論上の指針を提唱することを試みた。

3. 研究の方法

本研究では、第一に、当事者が訴訟制度を時間相関的に観察するという観察視点を設定し、当事者から見て民事訴訟の個別制度や問題が、時間相関的にどのような行為系列として観察できるのか、という観点を採用した。そのうえで、訴訟制度が当事者に対して提供する行為系列が妥当なものか否か、という価値判断を行うこととした。

この価値判断の基準は、従来必ずしも明確に論じられてこなかったと思われるが、本研究では、さしあたり争いが少ないであろうものとして、以下を前提とした。

当事者が行為時点において認識可能な情報の範囲内で合理的に選択し難い行為を規範的に要求する手続ルールは、望ましくない。これを訴訟行為制限の観点から言いかえると、ある当事者Xの訴訟行為Aを制限する理由が、当該行為時点でXに具体的に知り得、かつXの意思によって回避可能な訴訟上の不利益を防ぐためでない限り、Aを制限する手続ルールは望ましくない。

当事者にとって容易に潜脱可能な手続ルールは、望ましくない。敷衍すると、「ある当事者Xが訴訟行為Aを行ってLという状態に到達しようとした場合、訴訟行為Aが禁じられるが、Bを行えば、訴訟行為の禁止がなくLに到達できる」という規律は、あえてAのみを禁止する規範的理由がない限り、無益に特定の行為へと当事者を誘導するだけで、手続ルールとしては余計であると考えられる。以上の理は、Aが「C D」という行為経路、Bが「D C」という行為経路の場合も同様である。

一方当事者(X)の訴訟行為Aを、相手方(Y)の訴訟行為Bによって抑制できるとする手続ルールは、YがAを抑制すべき正当な利益や理由がない限り、Yの訴訟行為Bを無用に誘発し、Xの弁論権を侵害するため、望ましくない。これを時系列との関係で言い換えると、Xの訴訟行為AとYの訴訟行為Bとの関係が、「早いもの勝ち(Bが先行すればAが抑制される、またはその逆)」「後出し可能(Bが後でなされればAの効果が覆る、またはその逆)」となる手続ルールは、そうした時間的先後・優劣関係を正当化する理由がない限り、手続の拙速や遅延を招き、望ましくない。

次に、本研究では、民事訴訟制度が個々の事件や訴訟当事者(の行為系列)を観察・規律する、という、通常解釈論的観察視点に加えて、上記のように、当事者が訴訟制度を観察する視点をも設定した。そのため、両者の観察視点が相互に相手を、特に相手の時間相関的観察を観察することが、民事訴訟法理論にとって何を意味するかを、基礎理論的見地から考察する必要が生じた。

この問題は、従来必ずしも明確に論じられてこなかったと思われるが、本研究では、時間哲学における時系列の用い方や、社会システム理論における観察概念なども参考にしつつ、以下を前

提とした。

ある社会的事象について何らかの観察像を得る際には、観察視点の定位と観察行為が必要である。観察視点なき観察（神の目のような、特権的立場から見た観察）はあり得ず、また観察の結果得られる像は、観察視点ごとに異なる。

社会内の任意の観察視点が観察行為を行い、何らかの観察像を得ること自体、社会的事象の一つである。

任意の観察視点は、自己以外の全ての社会的事象を対象として観察できる。自己以外の観察視点による観察行為も、に従い対象として観察できる。これに対して、自己の観察行為を自己が観察する際には自己言及のパラドックスが発生し、通常観察像を得ることができない。

任意の観察視点は、諸々の社会的事象を観察した結果を時間相関的に把握するため、時系列の下に配置することができる。各事象は、発生の蓋然性が高いものから低いものまで様々だが、およそ時系列の外に生じる事象は観念し得ない。このような時間相関的な観察行為を、便宜的に系列化と呼ぶ。

任意の観察視点は完全な通時的同一性を保つことができない。時間経過による変質を完全に免れるものは社会上想定されない。特に、観察視点の変質のことを、便宜的に変化と呼ぶ。

～ の帰結として、任意の観察視点は自己以外の観察視点による系列化も自己以外の観察視点の変化も系列化できるが、自己自身による系列化も自己自身の変化も系列化できない（なお、自己以外の観察視点が自己の系列化や変化を系列化したことは系列化できるが、それは自己自身の系列化や変化の系列化そのものではない）。

4. 研究成果

(1) 重複訴訟と相殺の抗弁について、互いに対抗する金銭債権を有する当事者が、提訴、訴訟外相殺、訴訟上相殺の行為選択肢を持つ状態で、どのような行為系列があり得るかを網羅的に検討した。その結果、重複訴訟と相殺の抗弁の問題が生じ得る行為系列は、144あることが判明した。

それらの行為系列について、～ の評価基準に基づいて、当事者の提訴（相手方当事者の提訴が先行する場合には、別訴）訴訟外相殺、訴訟上相殺のいずれかを禁止することが規範上妥当かについて検討をした結果、いずれの行為系列においても、原則として当事者の行為を制限することは妥当でないとの結論が導かれた。

ただし、上記結論に従って、各当事者が自己に有利な判決を得るために可能な行為の全てを尽くした場合、本訴・別訴のいずれにおいても、互いに訴訟外相殺、訴訟上相殺を相互に掛け合う最終状態へと収束し、その最終状態は著しく不当と評価できることを指摘した。そして、その解決策として、重複訴訟と相殺の抗弁問題が生じた時点で、裁判所が職権で義務的に弁論を併合することが望ましいとの結論に達した。

以上の研究成果は、上田竹志「重複訴訟と相殺の対抗問題における当事者の行為選択」越山和広・高田昌宏・勅使川原和彦編『手続保障論と現代民事手続法 本間靖親先生古稀祝賀』（信山社、2022年）27-48頁で公表した。同論文は、中山幸二・柳川鋭士・長島光一「学会回顧（民事訴訟法）」法律時報94巻13号（2023年）172頁において、民事訴訟法理論総論における当該年の論文としてピックアップ、紹介された。

(2) 将来給付判決と事情の変更につき、本研究の準備的研究として、すでに上田竹志「いわゆる『誤った判決』をめぐる一試論」法政研究86巻4号（2020年）1-41頁において、将来給付判決の性質を有すると推測される、福岡高判平成二二年一月六日判時二一〇二五五頁（諫早湾干拓潮受堤防の排水門を開放することを国に命じた判決）およびその請求異議訴訟における最二小判令和元年九月一三日判時2434号16頁について、将来給付判決における口頭弁論終結後の事実に対する既判力の作用と、将来給付判決に瑕疵があった場合の当事者の行為選択肢について分析を行った。

その後、本研究に含まれる成果として、上田竹志「紛争処理において『待つ』ことの意義」林田幸広・土屋明広・小佐井良太・宇都義和編『作動する法／社会』（ナカニシヤ出版、2021年）98-119頁において、将来的な事情変更を留保した判決に対する当事者の行為選択肢、とりわけ相手方の行為を「待つ」、相手方に自分の行為を「待たせる」という当事者相互の時間相関的行為連関につき、基礎理論的見地も含めた検討結果を公表した。また、上田竹志・西日本新聞2022年3月26日朝刊・識者コメント、同・長崎新聞2022年3月24日朝刊・識者コメント、同・長崎新聞2022年3月26日朝刊・識者コメントにて、諫早湾干拓事業をめぐる一連の訴訟に関する解説として、上記検討結果を一般市民向けに平易に解説した。

(3) 手続保障の欠缺と再審につき、上田竹志「訴訟上の例外事象に対する救済手続について」藤本利一・仁木恒夫・西川佳代・安西明子・濱田雄久編『池田辰夫先生古稀祝賀論文集 次世代民事司法の理論と実務』（法律文化社、2023年刊行予定）に論文を投稿し、公表予定である。同論文は、送達の際の瑕疵、氏名冒用訴訟、判決の不当取得といった訴訟上の例外事象に遭った当事者の救済手続を一つに整理すべきか、複数の手段を許容すべきかという問題につき、上記～の見

地から分析を試みた。その結果、訴訟当事者が訴訟制度を自らの観察視点で時間相関的に観察するという前提を配する限り、当事者は訴訟制度内在的な合理性を超えた制度の外在的観察を行うのであり、そこから、現時点における例外事象と救済手続の一対一対応の正当性に疑問が呈されること、それゆえに、基礎理論的考慮から、救済手続の複数性を認めるべきとの結論を導出した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 越山和広・高田裕成・高田昌宏・勅使川原和彦（編）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 1066
3. 書名 手続保障論と現代民事手続法	

1. 著者名 林田幸広・土屋明広・小佐井良太・宇都義和編著、江口厚仁・城下健太郎・西村枝美・福井康太・上田竹志・兼重賢太郎・仁木恒夫・塩見佳也・吉岡剛彦著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 302
3. 書名 作動する法 / 社会	

1. 著者名 藤本 利一、仁木 恒夫、西川 佳代、安西 明子、瀧田 雄久、李 英、吉田 直起、我妻 学、Loic CADRET、張 子弦、酒井 博行、高原 知明、瀧田 陽子、大江 毅、渡部 美由紀、名津井 吉裕、酒井 一、河野 憲一郎、園田 賢治、瀧崎 録、宮永 文雄、上田 竹志、山本 和彦、長谷部 由起子、内山 衛次、森 宏司	4. 発行年 2023年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 474
3. 書名 次世代民事司法の理論と実務	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------